

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○金子恵美君 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの金子恵美です。（拍手）

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々、御遺族の皆様にご哀悼の意を表しますとともに、罹患された皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

また、現在、医師や看護師、病院スタッフの方々が新型コロナウイルスとの闘いの最前線で懸命に取り組まれており、その御努力に深く敬意と感謝の意を表します。

冒頭、森法務大臣に質問します。

先週末から、ハツシユタグ検察庁法改正案に抗議しますというツイートの始まり、現在、約一千万件に迫りました。この改正が行われれば、進司法機関である検察が常に政権の顔色をうかがい、三権分立の危機に瀕すると、多くの国民の皆様が日本の未来を憂えています。

森法務大臣の委員会出席が拒まれていることから、質疑不能となっています。森法務大臣、みず

から委員会に出席すると与党に要望していただけませんか。明確な答弁を求めます。

また、国民の皆様が最も懸念している定年延長や役おり特例の基準を昨日の内閣委員会で後藤委員が求めた際の答弁が、今は基準がない、施行までに明らかにしたいというものでした。これでは、検察官の定年延長や役おりの特例基準を政府に白紙委任せよと言っているのと同じです。委員会審議において基準を明らかにすることをお約束ください。

それでは、復興庁設置法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

東日本大震災、原発事故発生から、台風被害等を受けながらも十年目に入り、日常の生活や事業の経営を取り戻しつつある中で、新型コロナウイルスの感染拡大は被災地の皆様のご心に影を落としました。

岩手県の沿岸部では、仮設住宅を退去する予定であった方々が、工事のおくれにより、仮設暮らしの延長を余儀なくされました。また、災害公営住宅などに暮らす高齢者の方々は、三密を避けるため交流会などが中止となったことから、さらなる孤立感に苦しむのではないかと懸念があります。そして、事業者の方々も、経済的に大打撃を受け、大変厳しい状況下に置かれています。観光資源を再生させ、復興に向けて前進してきた地域も大きな影響を受けています。

復興はまだ道半ばで、引き続き国が一丸となって復興政策を進める必要がある中で、新型コロナウイルスにより苦境に陥っている方々への支援を

これまで以上に強力で推し進めていく必要があると思いますが、政府の今後の対応方針を伺います。

政府は、被災地の強い要望等を踏まえ、復興庁の設置期間を十年間延長する本法律案を提出しましたが、地震、津波被災地域については、復興・創生期間後五年間で復興事業が役割を全うすることを目指しております。

一方、関係自治体からは、復興庁の設置期間の延長を評価しつつも、五年間で区切ることに對する不安の声が上がり、政府に對して、柔軟に對應してほしいとの要望が出されました。

政府は、心のケア等のソフト面での施策についてはさらなる継続に含みを持たせておりますが、五年間で復興事業が役割を全うすることを目指すに至った経緯について、政府の見解を伺います。

また、東日本大震災の被災地は、震災以前から少子高齢化や人口減少、産業の空洞化等の課題が進行していた地域であり、現在も人口減少に歯どめがかかっておりません。新たな人を呼び込むためには、復興施策を検証しつつ、これまでの枠組みにとられない新たなアプローチを行うことが必要であると考えますが、見解を伺います。

昨年十二月に閣議決定された新基本方針においては、「復興の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるため、復興庁の設置期間を復興・創生期間後十年間延長する。」「復興事業予算の一括要求や地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応など、現行の総合調整機能を維持する。」とありますが、そもそも、これ

までの復興期間で、復興庁は司令塔としての役割を果たしてきたのでしょうか。被災地のニーズにワンストップで対応してきたのでしょうか。また、それを第三者機関等においてしっかりと検証しているのでしょうか。答弁を求めます。

本法律案においては、附則に、東日本大震災からの復興に関する知見の活用に関する規定が置かれています。政府は、復興庁が蓄積したノウハウを今後起こり得る大災害にどのように活用することを想定しているのでしょうか。また、本法律案の規定によって、そのノウハウを関係行政機関等と共有し活用することがこれまで以上に促進されるのでしょうか。見解を伺います。

復興特区法において、雇用機会を図るため、従前の災害関係税制にはない税制の特例措置が講じられ、多くの投資が呼び込まれています。本法律案では、復興特区税制の対象地域を見直し、重点化を行う対象地域は政令に委任することとしていますが、被災地のためにも、政府は可能な限り早い段階で重点化地域を示す必要があると考えます。政府の見解を伺います。

本年三月、特定復興再生拠点区域の一部の避難指示が解除され、初めて帰還困難区域の解除が実現しました。避難指示解除は進められてきているものの、いまだに避難を余儀なくされている多くの方々があり、ふるさとを取り戻し、真の復興をなし遂げるためには、長い時間がかかります。原子力災害被災地域の復興再生に向けた今後の政府の取組を当面十年間としましたが、被災地の安心につながるためにも、帰還困難区域における中長

期的な具体的な対応方針を被災地を始め国民の皆様に示す必要があると考えます。政府の見解を伺います。

本法律案は、福島再生加速化交付金の対象に、住民の帰還に向けた生活環境整備等の施策に加え、移住の促進や交流人口、関係人口の拡大等に資する施策を追加するものとしています。この交付金については、福島県及び対象市町村がその地域の特性に即して自主的かつ主体的に事業を実施できるように十分な予算を確保するとともに、新しい住民の定着につながる魅力的なまちづくり等に資するよう柔軟な執行ができるようにすべきと考えますが、政府の見解を伺います。

一方、子ども・被災者支援法には、みずからの意思で移動、帰還を行えるよう適切に支援すること、支援の必要性が継続する間は確実に実施することがうたわれていることから、避難指示の解除により一方的に帰還を強制されることはあってはなりません。今回の法改正により、帰還政策に加え、移住政策が推進されたとしても、自主避難者、県外避難者を含めた避難者の最後の一人に至るまで、必要な支援は継続されなければなりません。政府の決意を伺います。

本法律案では、福島特措法に明記されている三つの計画を統合し、地域の実情を踏まえ、新たに福島県が作成し、国が認定する福島復興再生計画を創設することとしています。しかし、福島においては、双葉町などようやく復興が始まったばかりの地域もあることから、県が計画を作成し、国が引き続き県を助け、継続して復興にかか

わっていく姿勢を示していく必要があります。くれぐれも県に丸投げすることなく、国が前面に立つて支援していくことを求めます。また、市町村や住民の意向が計画にうまく反映される体制づくりも進めていく必要がありますが、県が主体となって計画を策定する際の国のかかわり方について、政府の見解を伺います。

政府は、新基本方針において、復興・創生期間後の復旧復興事業の規模と財源の見込み額を示しました。それによると、復興・創生期間後五年間の復興財源については、復興特別税の上振れ分で購入ことができ、新たな財源は必要ないとしています。しかし、今、世界じゅうで新型コロナウイルスによる経済への深刻な影響が懸念されている状況下で、税収の上振れ分を本当に確保することができないのでしょうか。また、税収の上振れ分を確保できない場合、どこから財源を確保しようとしているのか、政府の見解を伺います。

現時点で、政府は、中間貯蔵施設費用相当分として、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定から、三十年以内とされる事業期間終了後五年以内にわたり、約一・六兆円を支出する予定となっております。

本法律案は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定から一時的に電源開発促進勘定への繰入れを可能とするともに、あわせて、将来的に繰入金で電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定へ返還するものとしています。目的外使用であるとの指摘があります。

今後、中間貯蔵施設費用が不足することが見込

まれることから、このような規定を設けたのでしようか。本規定の創設の経緯及び今後の適用可能性について、政府に伺います。また、仮に繰入れが行われた場合、将来的な返還は担保されるのでしょうか。見解を伺います。

東電福島第一原発でふえ続ける放射性物質トリチウムを含む処理水、いわゆるALPS処理水の処分方法について、政府の小委員会は報告書をまとめ、水蒸気放出と海洋放出の二つに絞り込みましたが、処理水を放出する際に予想される風評被害について、具体的な対策は盛り込まれておりません。

安倍総理は、この夏ごろまでに処分方針決定の可能性を示唆しており、政府は、四月から、決定に向け、地元を始めとした関係者から意見を聴取する会合を開催しております。

会合は、福島県で二回行われた後、第三回会合はウエブ会議で開催されました。緊急事態宣言が出されている非常事態下で、今、リスクを冒して開催を強行する必要があったのでしょうか。小委員会報告書のお墨つきと時間切れを理由に処理水の処分方法の決定を急いでも、地元は到底納得できるものではありません。

会合では、福島県漁業協同組合連合会は海洋放出には断固反対し、JA福島中央会は二者択一には反対するなど、農林水産団体の代表者はALPS処理水の放出に反対の立場を明確にしています。本日に二者択一しか選択肢はないのでしょうか。答弁を求めます。

最終決定に当たっては、農林漁業関係者を始め

とする地元の皆様、国民の皆様の理解とさらなる議論が不可欠であります。また、地元の市町村議会の説明会でも、さまざまな懸念が示され、国に万全の対策を求めています。国の責任ある対応が必要であると考えますが、政府の見解を求めます。今、猛威を振るう新型コロナウイルスは、世界じゅうの政治や経済を混乱に陥れています。こうした中、慎重な議論が求められる汚染水問題について、コロナ禍に紛れ、拙速に議論を進めようとする政府の姿勢は、断じて許されるものではありません。

最後に、真摯に被災者の声に耳を傾け、復興・創生期間後においても、被災者の最後の一人まで支援を続けることを強く求め、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣田中和徳君登壇〕

○国務大臣（田中和徳君） ただいまの金子恵美議員のお尋ねにお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスを踏まえた被災地の支援についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルスについては、被災地における状況把握に努めており、交流会等の被災者支援事業や観光業への影響などの報告を受けております。

御指摘の交流会等の被災者支援については、現場の実情をよく踏まえながら、自治体、NPO等の関係団体とも連携し、延期や内容の見直しなどに柔軟に対応してまいります。

また、観光を始めとする経済活動への影響に関しては、先般決定された経済対策、補正予算にお

いて、観光の支援策など、被災地にも活用いただける施策が含まれております。

引き続き、被災地の状況を把握しつつ、関係機関と連携して、復興に万全を期してまいります。

復興・創生期間後の地震、津波被災地域の事業期間についてお尋ねがございました。

地震、津波被災地域では、住まいの再建や復興まちづくりがおおむね完了するなど、復興の総仕上げの段階を迎えています。

こうした状況のもと、昨年十二月の復興・創生期間後の基本方針の策定に当たっては、地震、津波被災地域において、インフラ整備等のハード事業は期間内に完了する見込みであること、災害公営住宅のコミュニティ形成の進捗や、見守り対象世帯が減少傾向にあること、過去の大規模災害での取組の実施期間の例等を踏まえ、期間後五年間で、残された事業に全力で取り組むこととしたところであります。

また、心のケア等の被災者支援、被災した子供に対する支援について、個別の事情を丁寧に把握し、復興・創生期間後五年以内に終了しないものについては、支援のあり方を検討し、適切に対応することとしています。

被災地の課題に対する復興施策の検証と新たな施策についてお尋ねがありました。

復興施策については、昨年には、復興推進委員会のもとに設置されたワーキンググループにおいて、進捗状況の把握や効果検証等の総括を行いました。

この有識者による総括も踏まえ、昨年末の復興

・創生期間後の基本方針では、人口減少等の課題に対し、原子力災害被災地域における移住の促進等の新たな活力を呼び込むための取組のほか、地方創生などの政府全体の施策を活用して総合的に対応する旨を定めたところであります。

今後も、関係省庁と連携して、持続可能で活力ある地域の創造を目指して取り組んでまいります。復興庁の司令塔機能についてお尋ねがございました。

復興庁は、復興施策に関する総合調整を担っており、例えば、私のもとに、関係省庁から成る風評被害の影響への対策タスクフォースを設け、国内外の風評払拭に取り組んでいます。

また、復興庁は、被災地の御要望にワンストップ窓口として対応しており、被災自治体から、こうした役割を継承してほしいとの御要望をいただくなど、評価されているところであります。

復興庁の司令塔機能を維持し、設置期間を延長することについては、組織を存続し、総合調整機能を維持すべきとの被災自治体の御意見や、有識者等による復興推進委員会での議論などを踏まえ、今回の法案をお諮りすることとしたところであります。

復興に係るノウハウの活用の方及び本法案の規定を通じた活用促進についてお尋ねがございました。

これまでの東日本大震災からの復興の取組により、復興庁には、生活再建のステージに応じた被災者支援を始め、さまざまなノウハウが蓄積しております。

こうしたノウハウの全国への発信などを通じて、積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

また、お尋ねの本法案の規定は、政府においてノウハウを積極的に活用すべきことを明示するために設けたものでございます。

これにより、関係行政機関等とのノウハウの共有、活用を一層進め、復興のさらなる推進を図るとともに、近年の多発する大規模災害に対する防力の向上にも寄与してまいりたいと考えております。

復興特区税制の対象地域の見直しについてお尋ねがございました。

復興特区税制は、これまで、地震、津波等により直接の被害が生じた沿岸地域に加えて、当該地域から通勤圏、取引関係にある内陸地域も対象としていたところであります。

今後は、内陸地域に比べ復興がおくれている沿岸地域の産業復興を重点的に進める観点から、一般、対象を沿岸地域に重点化することとしております。

具体の対象地域については、震災前と比べた人口数など、復興の進捗状況に関する幾つかの指標や被災自治体からの要望等も踏まえつつ、引き続き鋭意検討を進めてまいります。

帰還困難区域における中長期的な対応方針についてお尋ねがございました。

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興再生に責任を持って取り組む

との決意であります。

まずは、帰還困難区域において認定された特定復興再生拠点区域の整備を着実に進めていくことが重要と考えております。

特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、それぞれの地域の実情や自治体の要望等を踏まえ、関係省庁とも連携して、今後の政策の方向性について検討してまいります。

福島再生加速化交付金の拡充についてお尋ねがございました。

住民の帰還状況や今後の帰還意向、地元の御要望を踏まえると、復興を支える新たな活力を呼び込む施策にも力を入れる必要がございます。

そのため、福島特措法の改正案においては、交付金の対象として、新たな住民の移住、定住の促進や交流人口、関係人口の拡大に資する事業を追加しております。

本事業については、地元からも、使い勝手の面での柔軟性の確保や十分な予算の確保について御要望をいただいております。

本事業の具体的なあり方については、このような地元からの御要望や議員の御指摘を踏まえつつ、本年夏の予算要求に向けて検討を進めてまいります。

避難者への継続した支援についてお尋ねがありました。

自主避難者を含む避難者への支援について、復興庁としては、復興公営住宅等の整備を進めるとともに、住宅、生活再建に関する相談への支援などに取り組んでまいります。

また、戻りたいと希望される方の思いがかなうように、医療、介護、買物環境、教育、なりわいの再生など、避難指示解除地域における生活環境整備をしっかりと支援しているところであり、避難先で過ごす方に対しては、生活の再建や安定に向けた相談対応や交流会などの取組をしっかりと支援しているところであり、

今後とも、被災者の方々の声に耳を傾けながら、できる限りの支援を行ってまいります。

福島復興再生計画の作成についてお尋ねがございました。

福島県が地域の実情を踏まえて計画を作成することが、地域の独自性や潜在力を生かした施策を実施する上で効果的であるため、県が計画を作成し、国がこれをつかりと認定する仕組みを新設したところでございます。

また、同計画は国が策定する福島復興再生基本方針に即して作成することとしており、本法案の成立後、国においても基本方針を改定し、必要な方向性を示してまいります。

この基本方針の策定に当たっては、福島県及び関係市町村の意見をお聞きした上で定めることが規定されております。

さらに、福島復興再生計画の実施に必要な予算や税制、規制の特例については国が措置することとしており、引き続き国が前面に立つて取り組んでまいります。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣梶山弘志君登壇〕

○国務大臣（梶山弘志君） 金子議員からの御質

問にお答えをいたします。

エネルギー対策特別会計についてお尋ねがありました。

今般の措置は、福島の復興再生のために行っている施策の安定的な財源の確保に万全を期すため、財政状況が逼迫している電源開発促進勘定にエネルギー需給勘定から繰入れを可能とするものであります。

現時点において、具体的な繰入れを想定しているわけではありませんが、繰り入れた金額については、法律上、繰り戻さなければならぬことを明記しており、将来的な返還は担保されているものと考えております。

ALPS処理水についてお尋ねがありました。

本年二月に公表されました小委員会の報告書を踏まえ、その取扱いについて、しっかりと検討を進めていくべきと考えております。

現在、地元を始めとした関係者から御意見をお伺いしているところであります。今後、更に幅広い関係者の御意見をお伺いし、風評被害対策を含めて、政府として責任を持って結論を出してまいります。（拍手）

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣（麻生太郎君） 金子議員からは、復興財源について、一点お尋ねがあつております。

昨年十二月に閣議決定いたしました復興・創生期間後の基本方針では、平成二十三年度から令和七年度までの十五年間、事業規模三十二兆円台後半に對して、その財源についても、税収の上振れ等を踏まえれば三十二兆円台後半と見込まれたこ

とから、事業規模と財源がおおむね見合うとしたものであります。

このうち、財源につきましては、令和十九年度までの長期にわたる税収のほか、政府保有株式の売却収入などを見込んだものであり、短期的な税収の変動のみによって大きな影響を受けるものとは考えておりません。

いずれにしても、復興・創生期間後の五年間の事業規模及び財源につきましては、この夏を目前に、これまでの予算の執行状況等を踏まえて、精査をさせていただいた上でお示しすることといたしており、必要な復旧復興事業が確実に実施されるように対応してまいりたいと考えております。（拍手）

〔国務大臣森まさこ君登壇〕

○国務大臣（森まさこ君） 検察庁法改正法案についてお尋ねがありました。

今般の検察庁法改正法案は、一般職の国家公務員の定年の引上げに合わせて、検察官についても定年を六十五歳まで段階的に引き上げるとともに、役職定年制及びその特例と同様の制度を導入するなどするものであります。

特例の判断は、他の国家公務員と同様に、検察官についてもその任命権者が行うとするにすぎず、同改正法案は、検察官の独立性を害するものではなく、三権分立に反するものでもありません。

現行国家公務員法の勤務延長の要件は、改正法によっても緩められておらず、また、役職定年制の特例の要件も、勤務延長と同様の要件が定められており、これらの具体的な要件は人事院規則に

において適切に定められるものと承知しております。検察官の勤務延長や役おり特例が認められる要件についても、改正国家公務員法と比しても緩められておらず、かつ、これらの要件をより具体的に定める内閣が定める事由等についても、新たな人事院規則の規定に準じて定めます。

そのため、白紙委任との御批判は当たりません。国会の審議の進め方については国会において決定される事柄ですので、国会からのお求めがあれば出席しますし、副大臣、政務官においても、答弁を尽くしてまいります。（拍手）